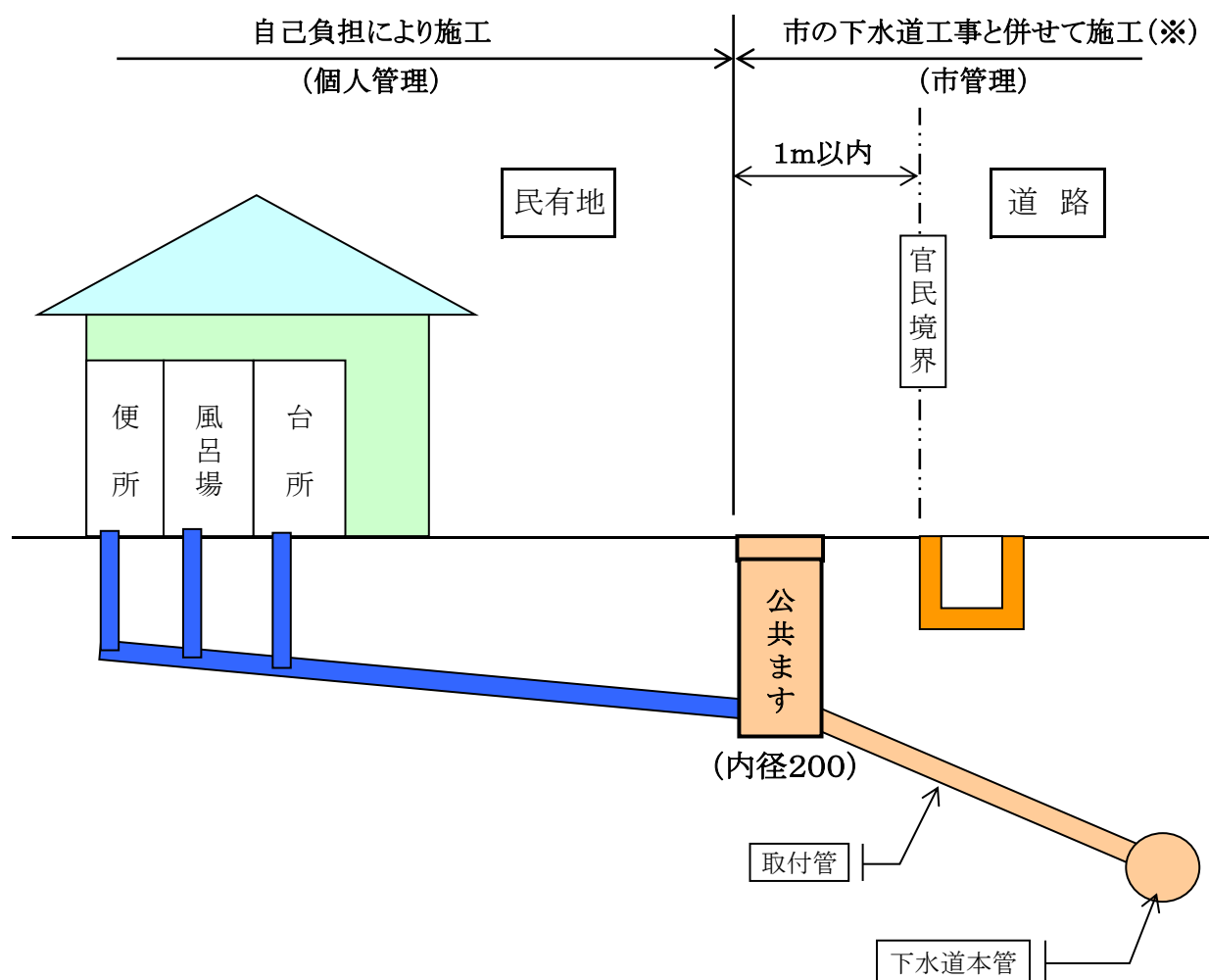


# 公共ます説明書

下水道課

1. 公共ますとは、台所・風呂場・洗濯場及び水洗便所等のすべての汚水を下水道本管へ流入するための最終ますです。
2. 公共ますは、宅地内の官民境界付近(1.0m以内)に市負担(※)で1ヵ所設置します。2ヵ所設置希望の場合も記載してください。但し、工事費は個人負担です。
3. 下水道工事の際、公共ますを設置しますので別紙『公共ます設置申請書』に設置位置を記入してください。



※下水道の供用開始後に公共ますを設置する場合は、原則受益者自身で設置いただくこととなります。